

報告第 2 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提訴について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	訴訟遂行の方針
1	令和元年7月29日	足立区鹿浜在住者	<p>足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京地方裁判所に訴えの提起をする。</p> <p>(1) 未償還金(元金及び利子) 1,870,307 円の支払 (2) (1)の元金に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払</p>	<p>弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。</p>
2	令和元年7月29日	千葉県松戸市在住者	<p>足立区は、応急小口資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。</p> <p>(1) 未償還金(元金) 130,000 円の支払 (2) (1)に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払</p>	<p>弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。</p>